3. 大分市重層的支援体制整備事業実施計画

(1)計画策定の背景及び目的

我が国では、高齢化や人口減少が進み、社会構造が大きく変化する中、地域における相互 扶助機能など人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まっています。

さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、様々な分野の課題が絡み 合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とす るといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

このような中、2016年(平成28年)6月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」 に「地域共生社会の実現」が初めて盛り込まれました。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・ 分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主 体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮ら しと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

この地域共生社会の実現のため、2018年(平成30年)4月施行の改正社会福祉法では、市 町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

大分市では、第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画において、「地域共生 社会|の実現に資する新たな取り組みを推進していくために、「包括的な相談支援体制の 構築」を重点的な取り組みの一つとして掲げ、福祉施策間の連携を進めてきました。

その後、国では、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進するため、 2021年(令和3年)4月施行の改正社会福祉法において、「重層的支援体制整備事業」が市町 村の任意事業として創設されました。

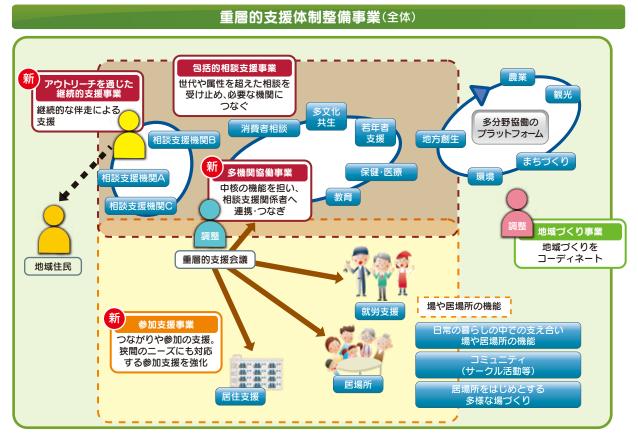


重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、 重層的支援体制整備事業実施計画の策定が市町村の努力義務となっております。

そのため、本計画では、大分市がこれまで行ってきた取り組みを踏まえ、第5期大分市地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画に掲げる基本理念の「支え合って 共に生きる ひとが主役のまちづくり」の実現に向け、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための実施体制等を定めます。

(2)重層的支援体制整備事業の基本方針

重層的支援体制整備事業は、既存の高齢、障がい、子ども、生活困窮といった各分野の相談支援等の取り組みを活かしつつ、複雑化かつ複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた支援関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的で包括的な支援体制を構築するものです。



出典:厚生労働省

重層的支援体制整備事業実施に当たっては、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった各分野を超えた事業を一体のものとして行うために、市全体の支援関係機関や地域住民等の関係者が、これまで培ってきたノウハウを活かしながら、連携・協働し、地域生活課題の解決を図る重層的なセーフティネットの構築を目指します。

(3)実施する事業及び実施体制

重層的支援体制整備事業に基づく事業は、社会福祉法第106条の4第2項各号において定 められています。この規定に基づき、大分市では以下の事業を行います。

また、大分市がこれまで行ってきた福祉施策間の連携を強化するための「包括的な相談 支援体制の構築」の取り組みを踏まえ、従来の分野ごとでの支援機能を維持したうえで、包 括的な相談の受け止めやつなぎなど、分野を超えた支援関係機関等との連携・協働により チームとして支援を行うことができる体制(※基本型)を整えます。

※基本型以外に、複数分野(高齢、障がい、子ども、生活困窮の最大4分野)における既存の各事業の委託を受け、集約して支援 を実施する「統合型」などがあります。

【事業内容】

I)包括的相談支援事業

高齢、障がい、子ども、生活困窮といった各分野の相談支援機 関が、包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可 能な福祉サービスの情報提供等を行うとともに、受け止めた相 談のうち、単独の相談支援機関では解決が難しい事例は、適切 な支援関係機関へのつなぎや、連携を図りながら支援を行います。

i)地域包括支援センター

【長寿福祉課】

【事業内容】

地域の支援体制づくりや権利擁護、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保 健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

| 対象分野 | 設置箇所数 | 運営形態 |
|------|-------|------|
| 高齢 | 23箇所 | 委 託 |

ii)障がい者相談支援センター

【障害福祉課】

【事業内容】

障がいのある方が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように、 様々な相談を受けます。

| 対象分野 | 設置箇所数 | 運営形態 |
|------|-------|------|
| 障がい | 3箇所 | 委 託 |

iii)利用者支援事業

【健康課、子育て支援課、 保育・幼児教育課、子ども入園課】

【事業内容】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども·子育て支援事業、保健・医 療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、 助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり 等を行います。

| 対象分野 | 設置箇所数 | 運営形態 |
|------|-------|------|
| 子ども | 7箇所以上 | 直営 |

iv)自立生活支援センター

【生活福祉課】

【事業内容】

年齢や相談内容は問わない困りごとの総合相談窓口です。経済的な問題や就労に関すること、ひきこもりなど、複雑に絡み合った課題を抱えた世帯の問題などあらゆる相談を受けます。

| 対象分野 | 設置箇所数 | 運営形態 |
|------|-------|------|
| 生活困窮 | 1箇所 | 委託 |

Ⅱ)参加支援事業

【福祉保健課】

【事業内容】

既存の社会参加に向けた取り組みでは対応できない本人のため、本人やその世帯の ニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコー ディネートをし、マッチングを行います。

また、既存の社会資源に対し働きかけや拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや 状態に合った支援メニューをつくります。さらに、マッチングした後に本人の状態や希 望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会 とのつながりづくりに向けた支援を行います。

| 対象分野 | 設置箇所数 | 運営形態 |
|------|-------|------|
| 全て | 1箇所以上 | 委 託 |

【事業内容】

Ⅲ)地域づくり事業

地域資源を幅広く把握した上で、住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームを形成し地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

i)地域介護予防活動支援事業

【長寿福祉課】

【事業内容】

以下の住民主体の活動の支援を行います。

- ①公民館等で地域ふれあいサロンを開催し、レクリエーション・教養講座及び介護 予防メニューを取り入れた活動を行うことにより、社会的孤立感の解消、外出モチベーションの喚起、健康維持・増進を図ります。
- ②公民館等で運動教室を開催することのできる運動指導者を養成し、その養成された運動指導者が地域住民を対象に運動教室を開催することで、高齢者を中心に気軽に健康づくり運動に参加できる体制づくりを行います。

| 対象分野 | 運営主体 |
|------|-------|
| 高 齢 | 地域住民等 |

ii) 牛活支援体制整備事業

【長寿福祉課】

【事業内容】

地域ボランティアなど多様な主体と連携しながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化や社会参加を推進します。

| 対象分野 | 設置箇所数 | 運営形態 |
|------|-------|-------|
| 高齢 | 2箇所 | 直営・委託 |

iii)地域活動支援センター事業

【障害福祉課】

【事業内容】

障がい者等に創作的活動や生産活動、社会との交流促進等の機会を提供します。

| 対象分野 | 設置箇所数 | 運営形態 |
|------|-------|------|
| 障がい | 2箇所以上 | 委 託 |

iv)地域子育て支援拠点事業

【子育て支援課】

【事業内容】

子育で中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育での孤立感、負担感の解消を図り、子育で家庭を地域で支える取り組みを行います。

| 対象分野 | 設置箇所数 | 運営形態 |
|------|-------|------|
| 子ども | 11箇所 | 直営 |

v)生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【生活福祉課】

【事業内容】

地域におけるつながりの中で、住民がもつ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、身近な地域における共助の取り組みを活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

| 対象分野 | 設置箇所数 | 運営形態 |
|------|-------|-------|
| 全て | 1箇所以上 | 民間団体等 |

IV) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

【福祉保健課】

【事業内容】

支援関係機関との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。

また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。

| 対象分野 | 設置箇所数 | 運営形態 |
|------|-------|------|
| 全て | 1箇所以上 | 委託 |

V) 多機関協働事業 【福祉保健課】

【事業内容】

単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の 調整役として、支援関係機関との役割分担などを行う「重層的支援会議」を随時開催し ます。また、重層的支援体制整備事業に関わる関係者間の連携を円滑にするとともに、 包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

| 対象分野 | 設置箇所数 | 運営形態 |
|------|-------|------|
| 全て | 1箇所 | 直営 |

(4)支援関係機関間の連携に関する取り組みについて

包括的な支援体制の構築に向け、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった福祉分野のみならず、住宅や教育をはじめとした福祉以外の分野とも連携をしながら、以下の取り組みを行います。また、本計画策定後も、引き続き必要な取り組みについて検討を行い、必要に応じて新たな取り組みを実施します。

取り組み

- 支援関係機関が、必要な関係機関につなぎやすくするため、サービスや相談機関を一覧に し、見える化を行います。
- ② 関係する支援関係機関と情報の共有を図り、早期の解決を目指すために「相談を受け付ける 共通の帳票(つなぎ・連携シート)」を適宜活用します。
- 3 重層的支援体制整備事業の理解や、多様な関係者との連携を目的とした研修を実施します。
- ◆ 社会福祉法第106条の6に基づき、支援会議の構成員に対し守秘義務を課すことで、構成員同士が安心して複雑化・複合化した課題を抱える相談者に関する情報の共有等を行う「支援会議」を市役所等が開催主体となり、随時開催します。